

被懲戒弁護士法人の業務停止中の遵守事項（指示書）

I 弁護士法人の業務停止のとき

第1 弁護士法人を名宛人とする規律

1 法律事件等の取扱い（3条関係）

(1) 委任契約の解除

業務停止処分を受けた場合は、すべての委任契約を解除しなければなりません。解除の対象となるのは、裁判所等に事件が係属するものに限らず、すべての委任契約です。裁判所、検察庁、行政庁に事件が係属する場合、被懲戒弁護士法人は、辞任届の提出等の手続をしなければなりません。事件の利害関係人への連絡等もする必要があります。

(2) 業務停止が1か月以内の例外

(1)にかかわらず業務停止期間が1か月以内の場合、依頼者が委任契約の継続を希望するときは解除しないことができます。ただし、この場合、被懲戒弁護士法人は依頼者に対して契約の継続を働きかけてはなりません。依頼者が自ら希望して委任契約を継続する場合、被懲戒弁護士法人は、依頼者からその旨の確認書を受領し、その写しを本会に提出しなければなりません。また、委任契約の継続確認後直ちに、事件が係属する裁判所等に業務停止処分を受けたこと及びその期間を通知しなければなりません。

(3) 弁済代行の例外的措置

被懲戒弁護士法人が債務整理事件を受任している場合で、債権者への弁済代行を行っているときは、受任している事件の債務の支払期限が処分の効力が生じた日から10日以内に限り弁済代行業務を行うことができます。これは債務者が期限の利益を喪失するなどの不利益を受けることを回避するための例外的な措置です。被懲戒弁護士法人は、債務者が不利益を受けることがないように最善の措置をとらなければならないことが前提となっています。

2 顧問契約の解除（4条関係）

業務停止期間の如何に関わらず顧問契約はすべて解除しなければなりません。

3 期日変更申請等（5条関係）

(1) 期日の延期・変更の禁止

被懲戒弁護士法人は、裁判期日等の延期や変更を行ってはいけません。業務停止期間が1か月を超える場合は、すべての委任契約を解除しなければならず期日の延期・変更をすることは無意味ですので、当然のことですが、1か月以内のときに依頼者の希望により委任契約が解除されない場合であっても、期日の延期・変更はできないことを意味します。